

特記条項等

個人情報の取扱いに関する特記条項

(個人情報保護法等の遵守)

第1条 乙は、個人情報の保護に関する法律のほか、甲の定める江東区個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則並びに情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順に基づき、個人情報の取扱いに関する特記条項（以下「特記条項」という。）を遵守しなければならない。

(責任体制の整備)

第2条 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(作業責任者等の届出)

第3条 乙は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定め、業務の着手前に書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を変更する場合の手続を定めなければならない。

3 乙は、作業責任者を変更する場合は、事前に書面により甲に申請し、その承認を得なければならない。

4 乙は、作業従事者を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

5 作業責任者は、仕様書及び特記条項に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

6 作業従事者は、作業責任者の指示に従い、仕様書及び特記条項に定める事項を遵守しなければならない。

(作業場所の特定)

第4条 乙は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、業務の着手前に書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、作業場所を変更する場合は、事前に書面により甲に申請し、その承認を得なければならない。

3 乙は、甲の事務所に作業場所を設置する場合は、作業責任者及び作業従事者に対して、乙が発行する身分証明書を常時携帯させ、事業者名が分かるようにしなければならない。

(教育の実施)

第5条 乙は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、仕様書及び特記条項における作業従事者が遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施しなければならない。

2 乙は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。

(守秘義務)

第6条 乙は、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしては

ならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

- 2 乙は、本委託業務にかかわる作業責任者及び作業従事者から、秘密保持に関する誓約書（甲に対する誓約書をいう。以下単に「誓約書」という。）を徴取し、これを甲に提出しなければならない。

（再委託）

第7条 乙は、本委託業務の全部の委託をしてはならない。

- 2 乙は、甲の書面による許諾を得た場合に限り、本委託業務の一部の委託（以下「再委託」という。）をすることができる。
- 3 乙は、前項の許諾を得ようとするときは、次の事項を明確にした上で、事前に、書面により再委託をする旨を甲に申請しなければならない。
 - (1) 再委託を受ける者の名称
 - (2) 再委託をする理由
 - (3) 再委託をして処理する内容
 - (4) 再委託を受ける者において取り扱う個人情報
 - (5) 再委託を受ける者における安全性及び信頼性を確保する対策
 - (6) 再委託を受ける者が当該再委託に係る業務の全部又は一部の委託をすることの有無
 - (7) 再委託を受ける者に対する管理及び監督の方法
- 4 乙は、第2項の規定により再委託をしたときは、再委託を受けた者に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対し、再委託を受けた者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 5 乙は、第2項の規定により再委託をしたときは、乙と再委託を受けた者との契約において、再委託を受けた者に対する乙の管理及び監督の手段及び方法を具体的に規定しなければならない。
- 6 乙は、第2項の規定により再委託をしたときは、その履行につき管理及び監督をするとともに、甲の求めに応じ、管理及び監督の状況を甲に対し適宜報告しなければならない。
- 7 乙は、第2項の規定により再委託をしたときは、再委託を受けた者に、当該再委託に係る業務にかかわる作業責任者及び作業従事者から誓約書を徴取させなければならない。
- 8 前項の誓約書は、乙が、再委託を受けた者から受け取り、甲に提出しなければならない。

（派遣労働者等の利用時の措置）

第8条 乙は、本委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

- 2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（個人情報の管理）

第9条 乙は、本委託業務において利用する個人情報を保持している間は、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室で厳重に個人情報を保管

すること。

- (2) 甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。
- (3) 個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
- (4) 事前に甲の承認を受けて、業務を行う場所で、かつ、業務に必要最小限の範囲で行う場合を除き、個人情報を複製又は複写しないこと。
- (5) 個人情報を移送する場合、移送時の体制を明確にすること。
- (6) 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。
- (7) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の利用者、保管場所その他の個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。
- (8) 個人情報の紛失、漏えい、改ざん、破損その他の事故（以下「個人情報の漏えい等の事故」という。）を防ぎ、機密性、完全性及び可用性の維持に責任を負うこと。
- (9) 作業場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んで、個人情報を扱う作業を行わせないこと。
- (10) 個人情報を利用する作業を行うパソコンに、個人情報の漏えいにつながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。

（提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止）

第10条 乙は、本委託業務において利用する個人情報について、本委託業務以外の目的で利用してはならない。また、甲に無断で第三者へ提供してはならない。

（個人情報の受渡し等）

第11条 乙は、甲乙間の個人情報の受渡しに関しては、甲が指定した手段、日時及び場所で行った上で、甲に個人情報の預り証を提出しなければならない。

- 2 本委託業務において電子計算組織の運用又は保守をする場合は、乙は、業務の着手前に、接続又は操作をすることができる情報の種類及び範囲並びに接続又は操作の方法について甲の指示を受けるものとする。

（個人情報の返還、消去又は廃棄）

第12条 乙は、本委託業務の終了時に、本委託業務において利用する個人情報について、甲の指定した方法により、返還、消去又は廃棄を実施しなければならない。

- 2 乙は、本委託業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により甲に申請し、その承諾を得なければならない。
- 3 乙は、個人情報の消去又は廃棄に際し甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 4 乙は、本委託業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を

講じなければならない。

- 5 乙は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録し、書面により甲に対して報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第13条 乙は、甲から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

- 2 乙は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び検査)

第14条 甲は、本委託業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。

- 2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して必要な情報を求め、又は本委託業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(事故時の対応)

第15条 乙は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに甲に対して、当該事故にかかわる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

- 2 乙は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

- 3 甲は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

第16条 甲は、乙が特記条項に定める義務を履行しない場合は、特記条項に関連する委託業務の全部又は一部を解除することができる。

- 2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第17条 乙の故意又は過失を問わず、乙が特記条項の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。

情報セキュリティ等に係る要件及び秘密保持に関する特記条項

（情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順の遵守）

第1条 受託者（以下、「乙」という）は、本契約に基づく業務（以下、「本業務」という）の遂行にあたり、江東区（以下、「甲」という）の定める情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順を遵守しなければならない。

（責任体制の整備）

第2条 乙は、本業務の遂行にあたり、ISMS（ISO/IEC 27001）等の認証取得等、情報セキュリティにおける責任体制を構築し、その体制を維持しなくてはならない。

（作業責任者及び作業従事者の特定）

第3条 乙は、本業務における情報セキュリティの管理に関する責任者（以下「作業責任者」という。）を選任し、氏名・役職・連絡先を業務の着手前に甲に報告しなければならない。

2 乙は本業務に従事する作業従事者を定め、氏名・所属を業務の着手前に甲に報告しなければならない。

3 乙は、甲に報告した作業従事者を変更する場合は、その旨を甲に報告しなければならない。

（作業場所の指定）

第4条 乙は、甲の事務所以外で本業務を遂行する場合は、情報セキュリティ上の管理対策が講じられている区域（以下、「要管理対策区域」という）にて作業を実施しなくてはならない。

2 乙は、本業務を甲の事務所内で遂行をする場合は、作業責任者及び作業従事者に対して、身分証明書を常時携帯させ、事業者名が分かるようにしなければならない。

（情報漏えい防止のための技術的安全管理措置に関する取り決め）

第5条 乙は、本業務の遂行にあたり、個人情報、その他の機密情報の漏えい、滅失、不正アクセス等を防止するための技術的安全管理措置を講じなければならない。

2 乙は、乙指定作業場所で業務を遂行するにあたり、情報資産の盗難・紛失防止対策を講じなくてはならない。

（アクセスを許可する情報の種類と範囲、アクセス方法）

第6条 甲は、乙が本業務の遂行に必要とする情報の種類・範囲を明示し、乙は定められた情報以外の情報へアクセスしてはならない。また、定められた情報以外の情報を利用してはならない。

2 乙は、本業務の遂行にあたり必要とする情報にアクセスする場合、甲が指定する方法でアクセスしなくてはならない。

（教育の実施）

第7条 乙は、情報セキュリティに関する必要な教育を、作業従事者全員に対して実施しなければならない。

（提供された情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止）

第8条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、本業務に係る情報を当該業務以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(守秘義務)

第9条 乙は、本業務の履行を通じて直接又は間接に知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

2 本業務における守秘義務は、甲に報告した作業責任者及び作業従事者を対象とする。

(再委託)

第10条 乙は、本契約業務の全部の委託をしてはならない。乙は、甲の許諾を得た場合に限り、本契約業務の一部の委託をすることができる。

(情報資産の返還、消去、廃棄等)

第11条 乙は、本業務の契約期間満了後、本業務において利用する情報資産について、甲の指定した方法により、返還、消去又は廃棄を実施し、甲に報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告義務)

第12条 乙は、甲から、本業務における情報セキュリティ対策の履行状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。また、乙は、本業務に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査又は検査)

第13条 甲は、本業務における情報セキュリティ対策について、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。

(インシデント発生時の公表)

第14条 乙は、本業務に関し情報セキュリティインシデントが発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに甲に対して報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 甲は、本業務に関し情報セキュリティに関する事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(損害賠償)

第15条 乙の故意又は過失を問わず、乙が情報セキュリティポリシーを遵守しなかったことにより甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。

○江東区立自転車駐車場等における監視カメラの設置及び運用に関する
要綱

平成23年8月1日

23江土交第304号

改正 平成26年4月1日26江土交第51号

平成27年4月1日27江土交第447号

平成28年4月1日28江土交第73号

平成30年4月1日30江土交第389号

平成31年2月13日30江土交第884号

令和2年3月19日31江土交第1123号

令和2年11月19日2江土交第668号

令和5年3月3日4江土交第1054号

(目的)

第1条 この要綱は、江東区監視カメラの設置及び運用に関するガイドライン
(平成23年1月5日22江総危第479号。以下「ガイドライン」という。)
に基づき別表に掲げる区立自転車駐車場及び自転車保管場所(以下「自転車
駐車場等」という。)において監視カメラを設置及び運用するに当たり必要
な事項を定め、もって自転車駐車場等の利用者(以下「利用者」という。)
の安全を確保するとともに、自己の映像を記録される者の権利利益を保護す
ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、ガイドラインにおいて使用
する用語の例による。

(管理及び運用の体制)

第3条 監視カメラの適正な設置及び運用を図るため、監視カメラ管理責任者
(以下「管理責任者」という。)及び監視カメラ管理取扱者(以下「取扱者」
という。)を置く。

2 管理責任者は、土木部地域交通課長をもって充てる。

3 取扱者は、土木部地域交通課自転車対策係長をもって充てる。

(管理責任者等の責務)

第4条 管理責任者及び取扱者は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）を遵守し、監視カメラの設置及び運用についてガイドラインに基づいた適切な措置を講じなければならない。

2 管理責任者及び取扱者は、所属する職員（以下「所属職員」という。）に対し、監視カメラの不正な使用により個人の権利利益を侵害してはならない旨を周知徹底しなければならない。

3 管理責任者及び取扱者は、監視カメラで撮影した映像の漏えい、滅失又は毀損の防止その他安全管理のために必要な措置を講じなければならない。

4 管理責任者、取扱者及び所属職員は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

（設置の場所等）

第5条 管理責任者は、防犯効果が高いと想定される場所に監視カメラを設置するよう努めるとともに、監視カメラの撮影対象区域を設置目的の達成に必要な最小限の範囲となるように調整しなければならない。

2 管理責任者は、監視カメラの撮影対象区域から見やすい場所に、管理責任者の職名及び監視カメラが設置され、かつ、作動している旨を表示するものとする。

3 管理責任者は、監視カメラの設置に当たり、落下防止等の安全措置を講ずるものとする。

4 管理責任者は、盗難等を防ぐために、映像記録装置を固定された什器類に収納した上で施錠しなければならない。

（委託に係る措置）

第6条 管理責任者は、監視カメラの保守等に係る業務を、江東区の機関以外の者に委託することができる。この場合において、管理責任者は、委託を受ける者との委託契約等により、法第66条の規定に基づく個人情報保護のための必要な措置を講じなければならない。

2 管理責任者は、取扱者又は前項の規定により委託を受けた者に映像表示装置又は映像記録装置の操作又は保守点検を行わせる場合は、原則として立会いを行うものとする。

(映像等の保存及び破棄)

第7条 映像の保存期間は、記録された日から7日以内とする。ただし、法令等に定めがある場合又は犯罪捜査の目的で捜査機関から要請があった場合は、この限りでない。

2 映像は、記録時のままの状態で作保存し、加工してはならない。

3 第1項の規定による保存期間を経過した映像は、上書き等の操作により消去を行う。

4 管理責任者は、記録媒体を廃棄する場合は、破砕等を行うなど、映像が再現不可能になる方法で廃棄の上、記録媒体等廃棄確認書（ガイドライン別記第2号様式）により監視カメラ統括管理責任者（以下「統括管理責任者」という。）に報告するものとする。

(目的外利用及び外部提供の禁止)

第8条 映像及び記録媒体の内容は、法第69条第2項に定める場合のほか、設置目的の範囲を超えて利用し、又は外部提供をしてはならない。

2 管理責任者は、法第69条第2項に定める場合で、映像及び記録媒体を業務の目的を超えて利用し、又は外部提供しようとするときは、江東区個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則（令和5年3月江東区規則第3号）の規定に基づく所定の手続を行わなければならない。

(開示等請求)

第9条 管理責任者は、自己情報に係る映像の開示等請求があったときは、法の規定に基づく所定の手続を行うものとする。

(苦情処理)

第10条 管理責任者は、自転車駐車場等の監視カメラの設置及び運用について利用者等から苦情を受けたときは、速やかに苦情内容の把握及び事実調査を行った上で適切な措置を講ずるものとする。

(事故報告)

第11条 管理責任者は、映像の漏えい、記録媒体の紛失その他の保有個人情報等の漏えい、滅失又は毀損等の事案を把握した場合は、江東区個人情報等の取扱いに関する基準（平成28年4月1日28江政広第6号）第53条並びに江東区情報セキュリティ対策基準（平成28年2月5日27江政情第8

61号) 第42条及び第43条の規定に基づき報告するほか、統括管理責任者に報告しなければならない。

(指定管理者に係る措置)

第12条 区長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者に自転車駐車場等の管理を行わせるときは、当該指定管理者との協定等によって、法第66条の規定による個人情報保護のための必要な措置を講じなければならない。

2 前項の場合において、区長は、指定管理者の監視カメラの管理について区と同様の取扱いとなるよう、指定管理者と協定等を締結するものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、総務部長に協議の上、土木部長が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第1条関係）

名称	位置
江東区立清澄白河駅地下自転車駐車場	東京都江東区清澄三丁目3番先
江東区立森下駅自転車駐車場	東京都江東区森下一丁目12番4号
江東区立森下駅地下自転車駐車場	東京都江東区森下二丁目30番7号先
江東区立門前仲町駅自転車駐車場	東京都江東区門前仲町二丁目10番4号先
江東区立豊洲駅地下自転車駐車場	東京都江東区豊洲二丁目2番先
江東区立豊洲三丁目自転車駐車場	東京都江東区豊洲三丁目3番
江東区立国際展示場駅自転車駐車場	東京都江東区有明三丁目7番先
江東区立有明駅自転車駐車場	東京都江東区有明三丁目8番先

江東区立辰巳駅西口自転車駐車場	東京都江東区辰巳一丁目1番40号
江東区立住吉駅地下自転車駐車場	東京都江東区住吉二丁目7番地
江東区立東陽町駅自転車駐車場	東京都江東区東陽四丁目5番17号
江東区立東陽町駅第二自転車駐車場	東京都江東区東陽二丁目5番
江東区立亀戸駅北口第一自転車駐車場	東京都江東区亀戸二丁目21番1号
	東京都江東区亀戸二丁目18番12号
江東区立亀戸駅北口第三自転車駐車場	東京都江東区亀戸一丁目41番2号
江東区立亀戸駅東口自転車駐車場	東京都江東区亀戸六丁目62番5号
江東区立亀戸駅東口第二自転車駐車場	東京都江東区亀戸五丁目1番
江東区立西大島駅自転車駐車場	東京都江東区大島四丁目2番8号
江東区立西大島駅第二自転車駐車場	東京都江東区大島四丁目5番1号
江東区立大島駅地下自転車駐車場	東京都江東区大島五丁目10番10号
江東区立東大島駅自転車駐車場	東京都江東区大島九丁目3番14号
江東区立南砂町駅地下自転車駐車場	東京都江東区南砂三丁目14番
江東区毛利一丁目自転車保管場所	東京都江東区毛利一丁目21番13号
江東区夢の島自転車保管場所	東京都江東区夢の島一丁目1番2号